

第1章 計画改定にあたっての考え方

第1節 計画の基本的事項

- 1 **食品安全条例と推進計画の関係**
条例7条に基づき策定
- 2 **推進計画の基本的視点**
条例の目的と基本理念を踏まえた視点
- 3 **推進計画の構成**
(1) 総合的な体系（基本施策）
(2) 重点的な施策（重点施策）
(3) 施策の実施に向けた考え方
- 4 **計画期間**
令和8年度から令和12年度までの5年間

第2節 課題と施策推進の方向性

施策の柱1

食を取り巻く環境の変化に対応する**自主的な取組の推進**

- ・生産から消費までの安全確保
- ・食品の提供方法の多様化

施策の柱2

情報収集や調査、**監視指導等に基づく安全対策の推進**

- ・専門家による分析・評価
- ・効率的な監視体制
- ・輸入食品対策
- ・健康食品による健康被害発生
- ・食品表示制度の見直し
- ・広域食中毒の発生

施策の柱3

関係者の相互理解と食の安全に関する**情報発信の推進**

- ・食肉の生食等経験あり約半数
- ・食物アレルギー[※]の健康リスク

施策の基盤

安全を確保する施策の基盤づくり

- ・30年以内に70%の確率でM7クラスの首都直下地震の発生

【課題】

【対応の方向性】

- ・GAPやHACCPの推進
- ・食べ残し持ち帰りをする飲食店等の衛生管理の向上等
- ・評価委員会による分析・評価
- ・監視指導のDX
- ・輸入食品の監視指導、検査
- ・健康食品対策の強化
- ・適正表示のための人材育成
- ・訓練等による連携強化
- ・リスクコミュニケーションの推進
- ・総合的な食物アレルギー[※]対策の推進
- ・災害発生時に迅速・適切に食品衛生対策を実行できる人材育成

第2章 食品安全確保の施策

第1節 施策の体系化

対応の方向性を踏まえた取組の全体像

第2節 基本施策

生産から消費に至る各段階の安全確保のための施策（49施策）

第3節 重点施策

食品の安全確保に関する現在の課題に対応するための施策として、特に重点的に取り組むべき施策（12施策）

第3章 施策の実施に向けた考え方

第1節 施策の推進体制

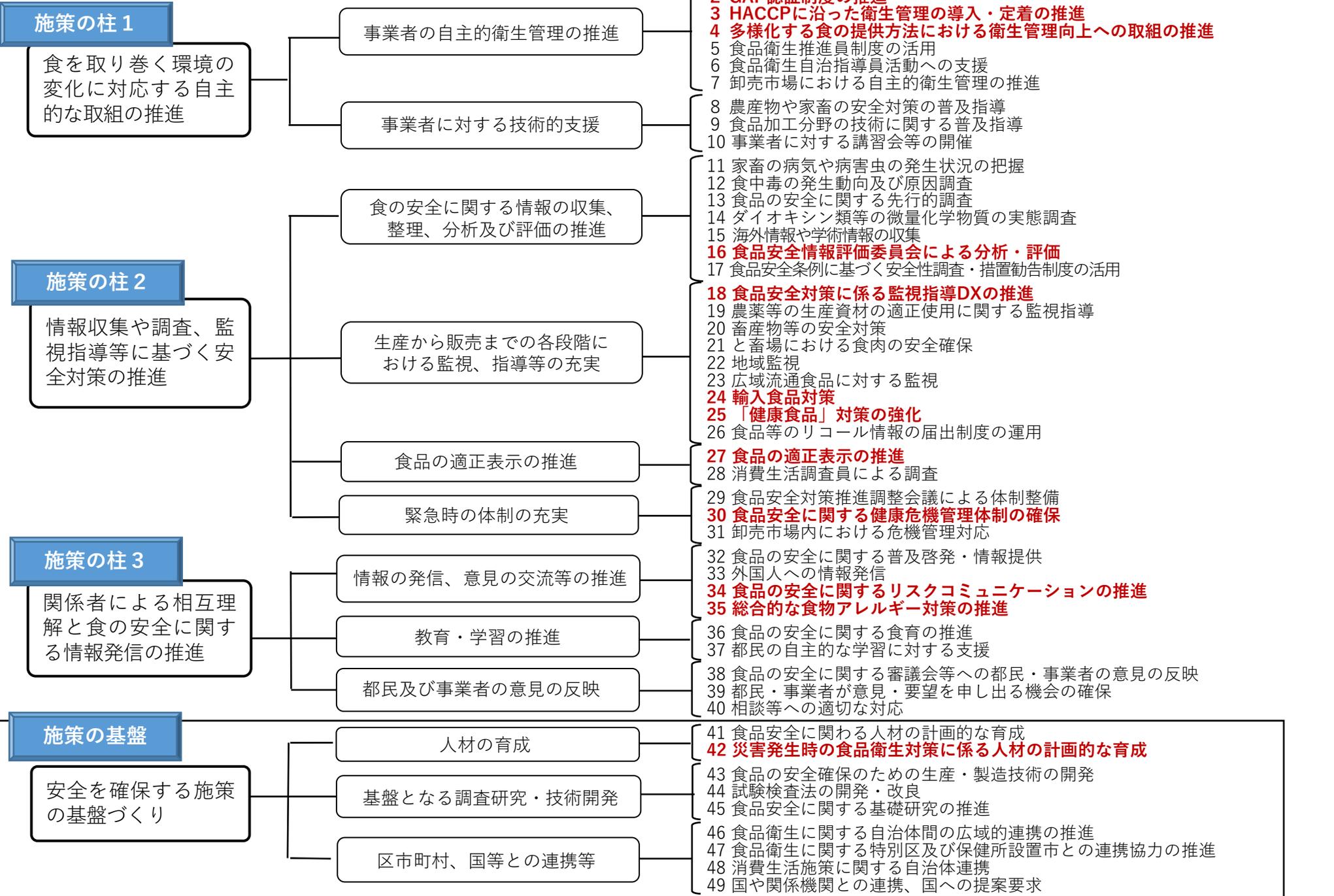
- ・全庁的な取組の推進
- ・国や他自治体との連携
- ・関係者の意見を反映した施策の推進

第2節 施策の実施と計画の見直し

- ・重点施策の進捗状況を年度毎に審議会に報告
- ・必要に応じて推進計画の見直し

都における食品安全確保施策の総合的な体系

基本施策 (朱字: 重点施策)



重点施策

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

< 施策1 > GAP認証制度の推進 (基本施策2)

- ・ 認証取得及び維持の支援
- ・ 消費者へのPR
- ・ 流通拡大の支援

< 施策2 > HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進 (基本施策3)

拡充

- ・ 新規事業者の導入支援
- ・ 定着に向けた支援
- ・ レベルアップに向けた支援
- ・ 人材育成の支援

< 施策3 > 多様化する食の提供方法における衛生管理向上への取組の推進 (基本施策4)

拡充

- ・ 小規模給食等の運営者に対する技術的助言
- ・ テイクアウト・デリバリーを実施する飲食店に対する情報提供や監視指導
- ・ 食べ残し持ち帰りを実施する飲食店に対する情報提供や監視指導、都民に対する普及啓発

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

< 施策4 > 食品安全情報評価委員会による分析・評価 (基本施策16)

- ・ 海外情報等の情報収集
- ・ 食品安全情報評価委員会による情報分析・評価
- ・ 都民等への情報発信

< 施策5 > 食品安全対策に係る監視指導DXの推進 (基本施策18)

新規

- ・ タブレット端末を活用した監視指導
- ・ 緊急時の迅速な情報共有の実施
- ・ リアルタイムデータに基づく指導
- ・ 蓄積したデータの分析結果に基づいた普及啓発

< 施策6 > 輸入食品対策 (基本施策24)

- ・ 輸入食品監視班による監視指導
- ・ 残留農薬などの検査
- ・ 事業者を対象にした講習会
- ・ 輸入事業者の自主管理の支援

< 施策7 > 「健康食品」対策の強化 (基本施策25)

拡充

- ・ 健康被害情報収集体制の拡充
- ・ 検査・分析体制の確保
- ・ 「健康食品」の正しい使い方等に関する普及啓発
- ・ 市場流通品の検査や表示・広告の調査
- ・ 健康食品取扱事業者を対象にした講習会

< 施策8 > 食品の適正表示の推進 (基本施策27)

- ・ 関係機関との連携
- ・ 相談対応や監視指導
- ・ DNA分析等の科学的検証
- ・ 適正表示推進者の育成

< 施策9 > 食品安全に関する健康危機管理体制の確保 (基本施策30)

- ・ 関係機関との連携体制の構築
- ・ 大規模食中毒等を想定した訓練の実施

施策の柱3 関係者の相互理解と食の安全に関する情報発信の推進

< 施策10 > 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (基本施策34)

- ・ 関係者の活発な意見交換
- ・ 対象に応じた体験型啓発
- ・ ライフステージを考慮した情報提供

< 施策11 > 総合的な食物アレルギー対策の推進 (基本施策35)

再編

- ・ 混入防止に向けた技術指導
- ・ 飲食店等の取組支援
- ・ 学校、保育所等における人材の育成

施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり

< 施策12 > 災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成 (基本施策42)

新規

- ・ マニュアル作成
- ・ マニュアルを活用した人材育成